令和７年度相模原市結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、少子化対策の推進及び本市への移住・定住の促進を図ることを目的として、新規に婚姻した世帯等を対象に、引越しに係る費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和４５年相模原市規則第２３号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）新婚等世帯　次のいずれかに該当する世帯等をいう。

ア　令和７年１月１日から令和８年３月３１日までの間に、婚姻届を提出し、受理された夫婦

イ　令和７年１月１日から令和８年３月３１日までの間に、相模原市パートナーシップの宣誓に関する規則（令和２年相模原市規則第３号）に定める宣誓をしたふたり

（２）引越費用　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間に、婚姻等を機に引越しをする際に要した費用のうち、家財等の運送費用及び荷造り等のサービス費用であり、新婚等世帯の双方又は一方が支払った引越業者又は運送業者への代金をいう。

（３）居住誘導区域　相模原市立地適正化計画に定める居住誘導区域をいう。

（４）中山間地域　地方自治法（昭和２２年法律第６７条）第７条の規定に基づく告示（平成１７年８月１２日総務省告示第８８７号）前の津久井郡津久井町及び同郡相模湖町並びに同法同条に基づく告示（平成１８年８月７日総務省告示第４４３号）前の津久井郡藤野町をいう。

（５）災害ハザード　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項における土砂災害警戒区域及び第９条第１項における土砂災害特別警戒区域並びに建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第３９条第１項における災害危険区域並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項における急傾斜地崩壊危険区域並びに水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１４条第１項及び第２項に基づき神奈川県が公表している洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）及び家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））に含まれる区域をいう。

（補助対象世帯）

第３条　補助金の交付を受けることができる新婚等世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯等とする。

（１）新婚等世帯の所得額（令和６年１月１日から令和６年１２月３１日までの所得を

合算した金額をいう。以下同じ。）が５００万円未満であること。ただし、双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を行っている場合にあっては、所得額から年間の返済額を控除して算出するものとする。

（２）婚姻届又はパートナーシップ宣誓書が受理された時点において、新婚等世帯の年齢がいずれも３９歳以下であること。

（３）引越し先の住所が居住誘導区域内又は中山間地域にあり、かつ、災害ハザードの区域外にあること。

（４）第６条の規定による申請書等を提出した時点において、新婚等世帯の双方の住民登録地が前号の住所となっていること。ただし、単身赴任等、特段の事情がある場合は除く。

（５）市税等の滞納がないこと。

（６）第６条の規定による結婚新生活・移住定住支援事業補助金同意書兼誓約書に同意及び誓約していること。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、引越費用とする。

（補助金の額及び補助金の限度額）

第５条　補助金の額は、１新婚等世帯当たり１５万円を限度とする。

２　補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

３　市長は、受付を先着順に行うものとする。

（交付申請及び実績報告並びに請求）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、この要綱の施行の日から令和８年３月３１日まで（以下「申請受付期間」という。）に、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

（１）結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第１号様式）（以下「申請書等」という。）

（２）結婚新生活・移住定住支援事業補助金同意書兼誓約書（第２号様式）

（３）別表１に規定する書類

２　補助金等を請求する者は、令和８年４月１０日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

（１）結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付請求書（第３号様式）（以下「請求書」という。）

（２）別表２に規定する書類

（交付の決定及び額の確定に係る審査）

第７条　市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金交付の可否を決定し、補助することが適当であると認めるときは、結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付決定通知書兼補助金の額確定通知書（第４号様

式）により申請者に通知し、請求書に記載の金融機関口座への振込みにより補助金を交付するものとする。

２　市長は、補助金の交付の決定に当たり、必要があると認めるときは、申請者に対し資料の追加及び報告等を求めることができる。

３　市長は、第１項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、結婚新生活・移住定住支援事業補助金不交付決定通知書（第５号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第８条　市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）この要綱に違反したとき。

（３）誓約事項に違反したとき。

（４）その他市長が不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令通知書（第６号様式）により、補助金の交付を受けた者に当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（事後調査等）

第９条　市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対して、現地及び書面等による調査（以下「調査等」という。）を求めることができる。

２　補助金の交付を受けた者は、調査等を求められたときは、応じるものとする。

（申請受付の終了）

第１０条　市長は、第６条の規定による申請受付期間中であっても、予算上限を上回る恐れがあると判断した場合には、特段の周知を行わず受付を終了することができるものとする。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和６年６月３日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和７年６月２日から施行する。

別表１（第６条第１項第３号関係）

提出書類
（１）婚姻届受理証明書の写し又は婚姻後の戸籍全部事項証明書の写し若しくはパートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓申告書受領証の写し （２）新婚等世帯の住民票の写し （３）新婚等世帯の課税証明書等の写し （４）納税証明書等の写し （５）引越しに係る領収書等の写し （６）貸与型奨学金の返済額を証明する書類の写し（貸与型奨学金の返済を行っている場合のみ） （７）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別表２（第６条第２項第２号関係）

提出書類
（１）結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付決定通知書兼補助金の額確定通知書の写し （２）振込先口座の情報が確認できる書類

第１号様式（第６条関係）

結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年　　月　　日

相模原市長　あて

住　　所
氏　　名
電話番号
メールアドレス

令和７年度相模原市結婚新生活・移住定住支援事業補助金の交付を受けたいので、令和７年度相模原市結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付要綱第６条の規定により申請及び実績報告します。

１　新婚等世帯について

申請者	氏　名	(フリガナ)	生年月日	
世帯構成員	氏　名	(フリガナ)	生年月日	
婚姻日もしくはパートナーシップ宣誓制度で宣誓した日				

２　補助申請額について

補助申請額	￥　　円

※不要品の処分費用やエアコンの設置費用等を除く金額を記載してください。
※１５万円（税込）を上限に、千円未満を切り捨てた額を記載してください。

第２号様式（第６条関係）

結婚新生活・移住定住支援事業補助金同意書兼誓約書

年　　月　　日

相模原市長　あて

住　　所
氏　　名
電話番号
メールアドレス

相模原市結婚新生活・移住定住支援事業補助金の交付申請書兼実績報告書の提出に当たり、下記の全ての事項について確認し、同意・誓約します。

１　新婚等世帯の構成員の中に、相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号）第２条第３号に規定する暴力団員等及び同条例に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有している者はいません。
２　相模原市から依頼があった場合には、関係書類を追加で提出します。
３　相模原市へ提出する書類は、返却を求めません。
４　本補助金に係る提出書類に不備等がある場合、申請については令和８年３月３１日（火）までに、請求については令和８年４月１０日（金）までに不備等を補正しない場合は、本補助金が交付されないことに同意します。
５　本補助金の交付を受けた場合、本補助金の申請日から１年以上、補助対象となる引越し先の住居に居住します。
６　過去に新婚等世帯の構成員の中に、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者はいません（他の自治体における、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づく補助金の交付も含む。）。
７　本補助金を受領した後、相模原市へ提出した書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合や本補助金の補助対象要件に該当しないことが判明した場合は、市の請求に応じ、受領した本補助金を市長が定める期限までに返還します。
８　相模原市が本補助事業の調査、研究等を行うときは、これに協力します。
９　新婚等世帯の構成員の中に、生活保護費を受給している者はいません。
10　提出した交付申請書兼実績報告書及び請求書について、添付書類との整合性が取れない等、明らかな誤記や記載漏れ等の軽微な誤りがある場合、相模原市が訂正すること及び訂正内容を通知し、その内容を速やかに確認することに同意します。
11　補助金の交付を受けた日から１年間の居住を確認するために、市が住民基本台帳の確認を行うことに同意します。

第３号様式（第６条関係）

結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付請求書

年　　月　　日

相模原市長　あて

住　　所
氏　　名
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

相模原市結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付要綱第６条の規定により請求します。

１　交付請求額	￥　　円
２　添 付 書 類	振込口座が確認できる書類（通帳の見開きページ等）の写し

自署又は押印がない場合は、内容等の確認をさせていただく場合がありますので、下記に連絡先（電話番号）を記載してください。

連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

相模原市会計管理者　あて

上記の支払金は下記口座へ振り込んでください。

振込先金融機関	
預金の種類	口座番号（右づめ）
口座名義（カナ）	

	確認方法	確認者
市担当課処理欄		

第４号様式（第７条関係）

結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付決定通知書兼補助金の額確定通知書

相模原市指令（住宅）第　　－　　号

住　　所
氏　　名

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書について、次のとおり交付を決定し、補助金の額が確定したので、相模原市結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

年　　月　　日

相模原市長　本村　賢太郎　　印

１　補助金の名称	相模原市結婚新生活・移住定住支援事業補助金
２　交付決定金額・確定額	￥　　円
３　交付条件	相模原市結婚新生活･移住定住支援事業補助金交付要綱の定めに従うこと。
４　備考	

第５号様式（第７条関係）

結婚新生活・移住定住支援事業補助金不交付決定通知書

相模原市指令（住宅）第　　－　　号

住　　所
氏　　名

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書について、次の理由で交付しないことを決定したので、相模原市結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

年　　月　　日

相模原市長　本村　賢太郎　　印

理　　由

第６号様式（第８条関係）

結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令通知書

相模原市指令（住宅）第　　－　　号

住　　所
氏　　名

令和　　年　　月　　日相模原指令（住宅）第　　－　　号により交付決定兼補助金の額確定をした相模原市結婚新生活・移住定住支援事業補助金について、相模原市結婚新生活・移住定住支援事業補助金交付要綱第８条の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。

年　　月　　日

相模原市長　本村　賢太郎　　印

１　補助金の名称	相模原市結婚新生活・移住定住支援事業補助金
２　返還請求額	￥　　円
３　納付期限	年　　月　　日
４　納付方法	添付する納付書による
５　積算根拠	
６　備　　考	